

## 3 規程

### 資料 3-1

#### 災害対策基本法（抜粋）

昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号

（最終改正 令和 3 年 5 月 10 日法律第 30 号）

（目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
  - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関
  - ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
  - ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
  - ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
- 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局（第八十二条第一項において「港務局」という。）、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- 七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
- 八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
- 九 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二

項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの  
ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

#### （基本理念）

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

#### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

（都道府県の責務）

第四条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

（住民等の責務）

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（施策における防災上の配慮等）

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項
- 二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項
- 三 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項
- 四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
- 五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
- 六 災害の予報及び警報の改善に関する事項
- 七 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第三号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項
- 八 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
- 九 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
- 十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
- 十一 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
- 十二 地方公共団体の相互応援及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項
- 十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
- 十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
- 十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項
- 十六 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
- 十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
- 十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
- 十九 防災思想の普及に関する事項

第九条～第十三条 略

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

第十四条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（都道府県防災会議の組織）

第十五条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
  - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
  - 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
  - 四 警視總監又は当該道府県の道府県警察本部長
  - 五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
  - 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
  - 七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
  - 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

（市町村防災会議）

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（地方防災会議の協議会）

第十七条 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。

- 2 前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあつては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

## 第十八条及び第十九条 削除

（政令への委任）

第二十条 第十七条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（関係行政機関等に対する協力要求）

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（地方防災会議等相互の関係）

第二十二条 地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。

2 都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

（都道府県災害対策本部）

第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。

6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
  - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
  - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 第二十四条～第二十八条 略

### （職員の派遣の要請）

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

### （職員の派遣のあつせん）

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
- 3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

（職員の派遣義務）

第三十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（派遣職員の身分取扱い）

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条～第四十一条 略

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援できるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。



- 2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

#### 第四十三条 略

（市町村相互間地域防災計画）

第四十四条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村相互間地域防災計画は、第四十二条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。
- 3 第四十二条第四項から第六項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

（地域防災計画の実施の推進のための要請等）

第四十五条 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。

- 2 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

（災害予防及びその実施責任）

第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

- 一 防災に関する組織の整備に関する事項
- 二 防災に関する教育及び訓練に関する事項
- 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項

- 四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
  - 五 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
  - 六 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
  - 七 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

（防災に関する組織の整備義務）

第四十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

（防災教育の実施）

第四十七条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

- 2 災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（防災訓練義務）

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。
- 4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務）

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

（円滑な相互応援の実施のために必要な措置）

第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、

又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置）

第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指定緊急避難場所の指定）

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定緊急避難場所に関する届出）

第四十九条の五 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第四十九条の六 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第四十九条の四第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により第四十九条の四第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定避難所の指定）

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

- 2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。
- 3 都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（指定緊急避難場所と指定避難所との関係）

第四十九条の八 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

（居住者等に対する周知のための措置）

第四十九条の九 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

- 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
  - 一 氏名
  - 二 生年月日
  - 三 性別
  - 四 住所又は居所
  - 五 電話番号その他の連絡先
  - 六 避難支援等を必要とする事由
  - 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

- 第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
  - 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（個別避難計画の作成）

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
  - 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
  - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

（個別避難計画情報の利用及び提供）

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避

難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

- 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（個別避難計画情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
  - 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
  - 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
  - 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
  - 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
  - 八 緊急輸送の確保に関する事項
  - 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（情報の収集及び伝達等）

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

- 2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たつては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めなければならない。
- 3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

（国民に対する周知）

第五十一条の二 内閣総理大臣は、非常災害又は特定災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらなければならない。

（防災信号）

第五十二条 市町村長が災害に関する警報の発令及び伝達、警告並びに避難の指示のため使用する防災に関する信号の種類、内容及び様式又は方法については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、内閣府令で定める。

2 何人も、みだりに前項の信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（被害状況等の報告）

第五十三条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

- 2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害又は特定災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 6 市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第一項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 7 都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第二項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 8 内閣総理大臣は、第一項から第四項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

（発見者の通報義務等）

第五十四条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

- 2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- 3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
- 4 第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

（都道府県知事の通知等）

第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、

指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

（市町村長の出動命令等）

第五十八条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

（市町村長の事前措置等）

第五十九条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより



かえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

- 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

- 2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
- 3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

（指定行政機関の長等による助言）

第六十一条の二 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

（避難の指示等のための通信設備の優先利用等）

第六十一条の三 第五十七条の規定は、市町村長が第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示する場合（同条第六項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。）について準用する。

（広域避難の協議等）

第六十一条の四 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第六十条第一項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議するこ

とができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、同項の居住者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 4 前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。
- 6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県外広域避難の協議等）

第六十一条の五 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。

- 2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、要避難者の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 4 第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
- 5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、第一項の規定による滞在（以下「都道府県外広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 6 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。

- 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 10 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 11 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
- 14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（市町村長による都道府県外広域避難の協議等）

- 第六十一条の六 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村の市町村長に協議することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
  - 3 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
  - 4 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、同項の要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域避難の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
  - 5 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
  - 6 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
  - 7 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
  - 8 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
  - 9 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長及び第七項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
  - 10 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第五項の内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
  - 11 第九項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（都道府県知事及び内閣総理大臣による助言）

- 第六十一条の七 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第六十一条の四第一項の規定による協

議の相手方その他広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第六十一条の五第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

#### 第六十一条の八 略

##### （市町村の応急措置）

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

- 2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

##### （市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

##### （応急公用負担等）

第六十四条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

- 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。
- 3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。
- 4 市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を

売却し、その売却した代金を保管することができる。

- 5 前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。
- 6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。
- 7 前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。
- 8 第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。
- 10 前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

第六十五条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

- 2 第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

#### 第六十六条 略

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の

実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んでは  
ならない。

（災害派遣の要請の要求等）

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場  
合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十  
三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合  
において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に  
通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大  
臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその  
指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又  
は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（災害時における事務の委託のの特例）

第六十九条 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必  
要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわら  
ず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体  
に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

（都道府県の応急措置）

第七十条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしてい  
るときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しな  
なければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確か  
つ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2 （略）

3 第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確  
かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若し  
しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に  
対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。この場合において、応急措置の実施を要請さ  
れた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んでは  
ならない。

第七十一条～第七十三条の三 （略）

（指定行政機関の長等に対する応援の要求等）

第七十四条の四 第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害  
が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めると  
きは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請  
することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政  
機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んでは  
ならない。

第七十五条 （略）

（災害時における交通の規制等）

第七十六条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第四項及び第七十六条の三第一項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第七十六条の二～第七十八条 （略）

（指定行政機関の長等による応急措置の代行）

第七十八条の二 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、法令又は防災計画の定めるところにより、当該市町村の市町村長が第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十九条～第八十三条 （略）

（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）

第八十四条 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

第八十五条～第八十六条 （略）

（避難所等に関する特例）

第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る避難所又は応急仮設住宅（以下この条において「避難所等」という。）が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に

必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の規定は、適用しない。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（臨時の医療施設に関する特例）

第八十六条の三 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設（被災者に対する医療の提供を行うための臨時の施設をいう。以下この条において同じ。）が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、適用しない。
- 3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定があつた場合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。

（埋葬及び火葬の特例）

第八十六条の四 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつたため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定があつたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

（廃棄物処理の特例）

第八十六条の五 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2 環境大臣は、前項の規定による指定があつたときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）（以下この条において「指定災害廃棄物」という。）の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針にのっとり、指定災害廃棄物の処理に関する基本的な指針（以下この条において「処理指針」という。）を定め、これを公表するものとする。
- 3 処理指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 指定災害廃棄物の処理の基本的な方向
  - 二 指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項
- 4 環境大臣は、第一項の規定による指定があつたときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を廃棄物処理特例地域として指定することができる。
- 5 環境大臣は、前項の規定により廃棄物処理特例地域を指定したときは、廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下この条において同じ。）に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準（以下この条において「廃棄物処理特例基準」という。）は、廃棄物処理法第六条の二第二項



及び第三項、第十二条第一項並びに第十二条の二第一項に規定する基準とみなす。

- 6 廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
- 7 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。
- 8 環境大臣は、第四項の規定により廃棄物処理特例地域を指定し、又は第五項の規定により廃棄物処理特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。
- 9 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わって自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。
  - 一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
  - 二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
  - 三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性
- 10 第六項及び第七項の規定は、前項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う環境大臣が当該収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合について準用する。この場合において、第六項中「若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは」とあるのは、「又は」と読み替えるものとする。
- 11 第九項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行つた環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。
- 12 第九項の規定により環境大臣が行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。
- 13 国は、前項後段の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（広域一時滞在の協議等）

第八十六条の八 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるとき

- は、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもって足りる。
  - 3 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
  - 4 第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
  - 5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。
  - 6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
  - 7 第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
  - 8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第八十六条の九～第九十条 （略）

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

（罹災証明書の交付）

- 第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被災者台帳の作成）

- 第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。
- 2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
    - 一 氏名
    - 二 生年月日
    - 三 性別
    - 四 住所又は居所
    - 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況

- 六 援護の実施の状況
  - 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
  - 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（台帳情報の利用及び提供）

- 第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- 一 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
  - 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- 2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

以下 （略）

## 資料 3-2

### 災害救助法（抜粋）

昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号  
（最終改正：令和 3 年 5 月 10 日法律第 30 号）

#### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 救助（第三条―第十七条）
- 第三章 費用（第十八条―第三十条）
- 第四章 雑則（第三十一条）
- 第五章 罰則（第三十二条―第三十五条）
- 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

##### （救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

- 2 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項（同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村（次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による救助を行うときは、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

##### （救助実施市の長による救助の実施）

第二条の二 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において、前条第一項に規定する災害により被害を受け又は同条第二項に規定する災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

- 2 救助実施市の長は、前項の規定による救助を行うときは、その旨（指定都市の長にあっては、その旨及び当該救助を行う区域）を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。
- 3 第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。
- 4 内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。
- 6 第一項及び前三項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

## 第二章 救助

（都道府県知事等の努力義務）

第三条 都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
  - 二 炊き出しの他による食品の給与及び飲料水の供給
  - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - 四 医療及び助産
  - 五 被災者の救出
  - 六 被災した住宅の応急修理
  - 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
  - 八 学用品の給与
  - 九 埋葬
  - 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2 第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。
  - 3 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。
  - 4 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定行政機関の長等の収用等）

第五条 指定行政機関の長（災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。）及び指定地方行政機関の長（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。）は、防災業務計画（同法第二条第九号に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

- 2 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。
- 3 第一項の処分を行う場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（指定行政機関の長等の立入検査等）

第六条 前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
- 3 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- 4 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
- 5 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（従事命令）

第七条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

- 2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。
- 3 前二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令でこれを定める。
- 4 第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に、これを準用する。
- 5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

（協力命令）

第八条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

（都道府県知事等の収用等）

第九条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

- 2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（都道府県知事の立入検査等）

第十条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

- 2 都道府県知事等は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
- 3 第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

（通信設備の優先使用权）

第十一条 内閣総理大臣、都道府県知事等、第十三条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う災害発生市町村若しくは本部所管区域市町村（いずれも救助実施市を除く。以下「災害発生市町村等」という。）の長又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、現に応急的な救助を行う必要があるときは、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

（扶助金の支給）

第十二条 第七条又は第八条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

（事務処理の特例）

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（内閣総理大臣の指示）

第十四条 内閣総理大臣は、都道府県知事等が行う救助について、他の都道府県知事等に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

（日本赤十字社の協力義務等）

第十五条 日本赤十字社は、その使命に鑑み、救助に協力しなければならない。

2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第八条の規定による協力を除く。）についての連絡調整を行わせることができる。

（日本赤十字社への委託）

第十六条 都道府県知事等は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

（事務の区分）

第十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第四条第三項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条並びに第十四条の規定により都道府県又は救助実施市（以下「都道府県等」という。）が処理することとされている事務

二 第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

三 第二条の二第一項及び第二項の規定により救助実施市が処理することとされている事務

四 第十三条第二項の規定により災害発生市町村等が処理することとされている事務

### 第三章 費用

#### （費用の支弁区分）

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

- 2 第七条第五項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事等の統括する都道府県等が、第七条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。
- 3 第九条第二項の規定により準用する第五条第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

#### （委託費用の補償）

第十九条 都道府県等は、当該都道府県知事等が第十六条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

#### （都道府県等が応援のため支弁した費用）

第二十条 都道府県等は、他の都道府県等の都道府県知事等により行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県等に対して、求償することができる。

- 2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた都道府県等（以下「被請求都道府県等」という。）は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が被請求都道府県等に代わって同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県等（以下「請求都道府県等」という。）に対して弁済するよう要請することができる。
- 3 国は、前項の規定による被請求都道府県等の要請があった場合において、当該被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による求償の請求に係る費用（以下「請求費用」という。）を、当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済することができる。
- 4 国は、前項の規定により請求費用を弁済したときは、被請求都道府県等に対して、当該弁済した費用を求償するものとする。

#### （国庫負担）

第二十一条 国庫は、都道府県等が第十八条の規定により支弁した費用及び第十九条の規定による補償に要した費用（前条第一項の規定により求償することができるものを除く。）並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用（前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県等の普通税（法定外普通税を除く。第二十三条において同じ。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもって算定した当該年度の収入見込額（以下この項において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあっては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二を超えるときにあっては次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の定めるところによるものとする。

- 一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十
- 二 収入見込額の百分の二を超え、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十
- 三 収入見込額の百分の四を超える部分については、その額の百分の九十



- 2 国は、前条第二項の規定による被請求都道府県等の要請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項にの規定による弁済に代えて、請求都道府県等に対して支払うことができる。
  - 一 前条第二項の規定により被請求都道府県等から弁済するよう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らないこと。
  - 二 被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して請求費用を当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済する必要があること。
- 3 前項の規定により国が請求費用を支払う場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第四項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第二項の規定による要請に係る」とする。

以下、条文（略）

## 資料 3-3

### 島根県災害救助法施行細則

昭和 33 年 10 月 14 日島根県規則第 57 号  
(最終改正 令和 3 年 9 月 27 日規則第 111 号)

(趣旨)

第 1 条 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)の施行については、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和 22 年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第 1 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(災害情報と救助実施)

第 2 条 市町村長は、法に規定する救助を必要と認める災害が発生したときは、直ちにその旨を知事に報告し、その指揮を受けなければならない。ただし、事態が急迫して知事の指揮を待つ暇がないと認められたときは、救助の実施に着手するとともに直ちにその旨を知事に報告し、その後の処置に関し指揮を受けなければならない。

(救助の基準)

第 2 条の 2 救助の程度、方法及び期間については、次条から第 15 条までに定める基準によるものとする。ただし、この基準により難い特別の事情がある場合には、知事がそのつど定める特別基準によることができる。

(避難所の設置)

- 第 3 条 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する施設とする。
- 2 避難所の設置は、学校、公民館等既存の建物を利用してするものとする。ただし、これら既存の建物を利用することが困難なときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。。
- 3 避難所の設置のため支出できる費用は、次の各号に掲げる避難所の区分に応じ、当該各号に定める費用とし、その額は、被災者 1 人 1 日当たり 330 円以内とする。
- (1) 法第 4 条第 1 項第 1 号の避難所 次に掲げる費用
- ア 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費
  - イ 消耗器材費
  - ウ 建物の使用謝金
  - エ 器物の使用謝金(器物を借り上げ、又は購入する場合にあっては、その借上費又は購入費)
  - オ 光熱水費
  - カ 仮設便所等の設置費
- (2) 法第 4 条第 2 項の避難所 次に掲げる費用
- ア 前号ウ及びオに掲げる費用
  - イ 前号エ及びカに掲げる費用のうち、知事が必要と認めるもの
- 4 福祉避難所(高齢者、障がい者その他の避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。)を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を前項に規定する額に加算することができる。
- 5 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これらの宿泊施設を供与することができる。

- 6 避難所を開設できる期間は、次の各号に掲げる避難所の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 法第4条第1項第1号の避難所 災害発生の日から7日以内
  - (2) 法第4条第2項の避難所 法第2条第2項の規定による救助を開始した日から知事が別に定める日までの期間

(応急仮設住宅の設置)

第4条 応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、他に居住する住家がない状態にあり、かつ、自らの資力では住家を得ることができない者に供与する施設とする。

2 応急仮設住宅の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設し、供与するもの（次項において「建設型仮設住宅」という。）
- (2) 民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（第4項において「借上型仮設住宅」という。）
- (3) その他適切な方法により供与するもの

3 建設型仮設住宅は、次に定めるところにより供与する。

- (1) 設置に当たっては、原則として公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (2) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とすること。
- (3) 同一敷地内又は近接する地域内に複数の建設型仮設住宅を設置した場合は、次のア又はイに掲げる戸数の区分に応じ、当該ア又はイに定める施設を設置することができること。  
ア 50戸以上 居住者の集会等に利用するための施設（イにおいて「集会施設」という。）  
イ 50戸未満 戸数に応じた小規模な集会施設
- (4) 福祉仮設住宅（高齢者、障がい者その他の日常生活において特別な配慮を必要とする複数の者に供与する施設であって、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有するものをいう。）を建設型仮設住宅として設置することができること。
- (5) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置すること。
- (6) 建設型仮設住宅を供与することができる期間は、当該建設型仮設住宅の完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限内とすること。
- (7) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復（以下この号において「解体撤去等」という。）のために支出できる費用は、当該解体撤去等に要する実費とすること。

4 借上型仮設住宅は、次に定めるところにより供与する。

- (1) 1戸当たりの規模は、前項第2号に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険料等その他民間賃貸住宅の貸主若しくは仲介業者との契約に不可欠なものとして当該地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 前項第6号の規定は、借上型仮設住宅を供与することができる期間について準用すること。

(炊き出しその他食品の給与)

第5条 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して、直ちに食することができる現物をもって行うものとする。

2 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、その額は、被災者1人1日につき1,160円以内とする。

3 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(飲料水の供給)

第6条 飲料水の供給は、災害のため、飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

- 2 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、その額は、当該地域において通常必要とする額とする。
- 3 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第7条 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

- 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
  - (1) 被服、寝具及び身の回り品
  - (2) 日用品
  - (3) 炊事用具及び食器
  - (4) 光熱材料
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により次の額の範囲内とする。この場合において、季別は災害発生の日をもって決定するものとする。

(1) 住家が全焼し、全壊し、又は流失したため被害を受けた世帯

季別 \ 世帯区分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人を増す ごとに加算する額
夏季(4月から9月まで)	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
冬季(10月から翌年3月 まで)	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400

(2) 住家が半焼し、半壊し、又は床上浸水したため被害を受けた世帯

季別 \ 世帯区分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人を増す ごとに加算する額
夏季(4月から9月まで)	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	円 2,600
冬季(10月から翌年3月 まで)	円 10,000	円 13,000	円 18,400	円 21,900	円 27,600	円 3,600

- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(医療の実施)

第8条 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置することにより行うものとする。

- 2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

- 3 医療は、次の範囲内において行うものとする。
  - (1) 診療
  - (2) 薬剤又は治療材料の支給
  - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
  - (4) 病院又は診療所への収容
  - (5) 看護
- 4 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤及び治療材料の実費（医療器具破損等による補償費を含む。）とし、一般の病院又は診療所による場合は、社会保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。
- 5 医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

#### （助産の実施）

- 第 9 条 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。
- 2 助産は、次の範囲内において行うものとする。
    - (1) 分べんの介助
    - (2) 分べん前及び分べん後の処置
    - (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
  - 3 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 2 割引以内の額とする。
  - 4 助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

#### （被災者の救出）

- 第 10 条 被災者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。
- 2 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は当該地域において通常必要とする額とする。
  - 3 被災者の救出の期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

#### （被災した住宅の応急修理）

- 第 11 条 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、半壊その他これらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
- 2 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、次に掲げる額以内とする。
    - (1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 595,000 円
    - (2) 半焼又は半壊に準ずる程度の被害を受けた世帯 300,000 円
  - 3 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から 3 月以内（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 月以内）に完了しなければならない。

#### （生業資金の貸与）

- 第 12 条 生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼し、全壊し、又は流失したため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- 2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具又は資材等を購入するための費用に充てる

ものであって、成業の見込みの確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

- 3 生業に必要な資金の貸与として貸与できる額は、次の各号に掲げる金額の範囲内とする。
  - (1) 生業費 1件当り 30,000円
  - (2) 就職支度費 1件当り 15,000円
- 4 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付すものとする。
  - (1) 貸与期間 2年以内
  - (2) 利子 無利子
- 5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。

(学用品の給与)

第13条 学用品の給与は、住家が全焼し、全壊し、流失し、半焼し、半壊し、又は床上浸水したため学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

- 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
  - (1) 教科書
  - (2) 文房具
  - (3) 通学用品
- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。
  - (1) 教科書代
    - ア 小学校児童及び中学校生徒  
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費
    - イ 高等学校等生徒  
正規の授業で使用する教材を給与するための実費
  - (2) 文房具及び通学用品費
    - 小学校児童 1人につき 4,500円
    - 中学校生徒 1人につき 4,800円
    - 高等学校等生徒 1人につき 5,200円
- 4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

(埋葬)

第14条 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

- 2 埋葬は、実際に埋葬を行う者に対して、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物を支給することにより行うものとする。
  - (1) 棺（附属品を含む。）
  - (2) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
  - (3) 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人215,200円、小人172,000円以内とする。
- 4 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(死体の搜索)

第 14 条の 2 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。

- 2 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- 3 死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

(死体の処理)

第 14 条の 3 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者の死体に関して、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
  - (2) 死体の一時保存
  - (3) 検案
- 2 検案は、原則として救護班によって行うものとする。
- 3 死体の処理のため支出できる費用は、次の各号に掲げるところによる。
- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり 3,500 円以内の額
  - (2) 死体の一時保存のための費用は、次に定めるところによる。  
ア 死体を一時収容するため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費  
イ 既存建物を利用できない場合は、施設又は設備の設置費等について 1 体当たり 5,400 円以内の額。ただし、冷却剤の購入費等が必要な場合には、当該地域において通常必要とする額を加算することができる。
  - (3) 検案が救護班によって行うことができない場合は、当該地区の慣行料金以内の額
- 4 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

(障害物の除去)

第 14 条の 4 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

- 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、その額は、1 世帯当たり 137,900 円以内とする。
- 3 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

(応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第 15 条 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 被災者（法第 4 条第 2 項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援
  - (2) 医療及び助産
  - (3) 被災者の救出
  - (4) 飲料水の供給
  - (5) 死体の搜索
  - (6) 死体の処理
  - (7) 救済用物資の整理配分
- 2 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期

間とする。

## 第 16 条 削除

(公用令書)

第 17 条 省令第 1 条の規定による公用令書は、様式第 1 号による。

- 2 前項の公用令書を交付したときは、様式第 2 号による強制物件台帳にこれを記載するものとする。
- 3 省令第 1 条第 4 項に規定する公用変更令書又は同条第 5 項に規定する公用取消令書を交付したときは、前項の強制物件台帳に事由を詳記してこれを訂正し、又は抹消するものとする。

第 18 条 前条の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、当該令書に添付した受領書を直ちに知事に返さなければならない。

(引渡しにおける所有者等の立会)

第 19 条 当該職員が省令第 2 条第 2 項の規定により物資の引渡しを受ける場合においては、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においてはこの限りでない。

(受領調書)

第 20 条 省令第 2 条第 3 項に規定する受領調書は、様式第 3 号による。

(損失補償請求書)

第 21 条 省令第 3 条の規定による損失補償請求書は、様式第 3 号の 2 による。

- 2 損失補償請求書の提出があったとき、及び当該請求に基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(立入検査証票)

第 22 条 法第 10 条第 3 項において準用する法第 6 条第 4 項の規定により当該職員が立入検査について携帯しなければならない証票は、様式第 4 号による。

(従事命令公用令書)

第 23 条 省令第 4 条第 1 項に規定する公用令書及び同条第 3 項に規定する公用取消令書は、様式第 5 号による。

- 2 前項の公用令書を交付したときは、様式第 6 号による救助従事者台帳にこれを記載するものとする。
- 3 第 1 項の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に事由を詳記してこれを抹消するものとする。

第 24 条 第 18 条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について準用する。

(従事不能の届出)

第 25 条 省令第 4 条第 2 項の規定による届書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 負傷、疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他やむを得ない事由により従事することができない場合においては、市町村長又は警察官の証明書

(実費弁償)



第 26 条 政令第 4 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者に対する実費弁償のため支出することのできる額は、次の範囲内とする。

(1) 日当

- ア 医師及び歯科医師 21,700 円
- イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,500 円
- ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 15,200 円
- エ 救急救命士 14,800 円
- オ 土木技術者及び建築技術者 15,900 円
- カ 大工 21,900 円
- キ 左官 19,900 円
- ク とび職 21,700 円

(2) 旅費

職員の旅費に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 11 号）に定める旅費額を基準とし、前号の職種ごとの日当額の割合で常勤職員との権衡を考慮して定めた額

(3) 時間外勤務手当

職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号）第 13 条に定める時間外勤務手当を基準として第 1 号の職種ごとの日当額の割合で、常勤職員との権衡を考慮して定めた額

第 27 条 政令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する業者及びその従業者に対する実費弁償のため支出する費用は、その地域における慣行料金に手数料としてその 100 分の 3 を加算した額以内とする。

2 省令第 5 条の規定による実費弁償請求書は、様式第 7 号による。

（扶助金支給申請その他）

第 28 条 省令第 6 条に規定する扶助金支給申請書は、様式第 8 号による。

2 省令第 6 条の規定により行う扶助金支給申請のうち、次の各号に掲げる申請については、それぞれ当該各号に定める書類を前項に定める申請書に添付して提出するものとする。

- (1) 休業扶助金支給申請 負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (2) 打切扶助金支給申請 療養の経過、症状、治療までの見込期間等に関する医師の意見書

3 救助に関する業務に協力した者は、協力命令を受けた旨の住所の市町村長又は、警察署長の証明書を前項の申請書に添付しなければならない。

（救助の実施に係る報告）

第 29 条 市町村長は、法第 13 条第 1 項又は知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年島根県条例第 45 号）第 2 条の規定に基づき知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を実施したときは、直ちに、その内容を詳細に知事に報告しなければならない。

付則[略]

様式第 1 号～様式第 8 号[略]

## 資料 3-4

# 松江市防災会議条例

平成 17 年 3 月 31 日 松江市条例第 25 号

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、松江市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 松江市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 松江市の地域に係る防災に必要な情報を収集すること。
- (3) 市長の諮問に応じて松江市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### (組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、60人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
  - (1) 松江市の区域を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
  - (2) 松江市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその指名する職員
  - (3) 島根県の職員
  - (4) 松江警察署の署長
  - (5) 松江市の職員
  - (6) 松江市教育委員会教育長
  - (7) 松江市消防本部の消防長及び松江市消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

### (専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県の職員、松江市の職員、松江市消防本部の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

### (幹事)

第5条 防災会議に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員を補佐する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成18年12月25日松江市条例第69号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成24年10月5日松江市条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 3-5

### 松江市災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 31 日 松江市条例第 23 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、松江市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策の事務に従事する。

#### (部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

#### (委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附則 (平成 24 年 10 月 5 日松江市条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3-6

松江市危機管理連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 テロ事件の発生等、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害以外の事案に、迅速かつ的確に対処するために、松江市危機管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(対象事案等)

第2条 前条に規定する事案は、住民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある事態が予測され、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 それぞれの部局に属さないもの
- 二 複数の部局に波及するもの
- 三 全庁的な対応が求められるもの

2 前項の規定により、連絡会議で対処する事案及び連絡会議の設置基準は、別表第1のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 連絡会議の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- 一 情報の共有化に関すること
- 二 応急対策の協議に関すること
- 三 関係機関への対策実施の協議に関すること
- 四 松江市危機管理対策本部設置の準備に関すること
- 五 その他、事案対処に関して必要な事項に関すること

(組織)

第4条 連絡会議は、議長、議長付及び構成員をもって組織する。

2 議長は、防災安全部長をもって充てる。

3 議長付は、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、議長を補佐する。

4 構成員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 連絡会議は、議長が招集し、これを主宰する。

5 議長は、必要があると認めるときは、前条第1項に規定する者以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、防災安全部防災安全課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年10月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

各種事案	連絡会議の設置基準	
武力攻撃事態・緊急対処事態等	① 事態認定前において、我が国の周辺地域で、今後我が国に対する武力攻撃等に発展するおそれがあるとみられる事態が発生した場合で、防災安全部長が必要と認めたとき ② 武力攻撃災害が発生するおそれがある場合で、防災安全部長が必要と認めたとき	
ハイジャック事件	① 市区域外（含外国）で発生し、市民が遭遇した場合 ② 市区域外（含外国）で発生し、市区域内の港湾に接岸する可能性が高い場合	
シージャック事件		
大規模騒乱、暴動、パニック	市区域内で発生するおそれがある場合	
周辺事態安全確保法関連	国において、対処措置に関する基本計画を閣議決定した場合	
重大緊急事態（強行上陸＝亡命）	市区域内で発生するおそれがある場合	
悪性の感染症	① 原因が不明であって、被害が重篤かつ広範囲に拡大するおそれがある場合 ② 市区域外で高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染事例が発生した場合 ③ 県内及び近接市町村で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合 ④ 隣接市等の農場で口蹄疫が発生した場合	
大量の食中毒（含薬物）		
大量の難民（不法侵入）		① 市区域内で発生するおそれがある場合 ② 隣接市町等で発生した場合
不審船、領海侵犯		島根半島沿岸沖（領海内）で発生した場合又は展開した場合
その他	その都度協議し、設置する。	

別表第2（第4条関係）

議長付	構成員	
防災安全課長 原子力安全対策課長	政策企画課長 秘書広報課長 総務課長 財政課長 商工企画課長 観光文化課長 市民生活相談課長 福祉総務課長 健康政策課長 子育て政策課長 環境保全課長 都市政策課長	建設総務課長 教育総務課長 出納室審査係長 議会事務局総務課長 消防総務課長 各支所地域振興課長 上下水道局総務課長 ガス局営業総務課長 交通局総務課長 市立病院総務課長 関係課長

## 資料 3-7

### 松江市渇水対策本部等設置要綱

#### (設置)

第1条 松江市の渇水対策を迅速かつ的確に行い、最小限度必要な量の飲料水等を供給し、市民生活の安定に資するため、事象に合わせ以下の体制を設置する。

- (1) 渇水により松江市上下水道局(以下「水道局」という。)において第1次給水制限もしくは、それに準ずる対応が必要な事象として上下水道局長が認めた場合には、松江市渇水対策連絡会議(以下「連絡会議」)を設置する。
- (2) 第2次給水制限以上の給水制限を実施また実施しようとする場合に、松江市渇水対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 各体制は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

##### 1 連絡会議

- (1) 上下水道局との情報の共有化を図り、給水制限等に関する情報の収集及び市民に対する情報の提供に関すること。
- (2) 全市的な対策の検討と実施に関すること。
- (3) 報道対応に関すること。

##### 2 対策本部

- (1) 給水制限等に関する情報の収集及び市民に対する情報の提供に関すること。
- (2) 給配水資機材等の確保及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 職員の動員体制に関すること。
- (4) 給配水計画に関すること。
- (5) 報道対応に関すること。

#### (組織)

第3条 連絡会議及び対策本部は、別表1に掲げる者をもって組織する。

##### 1 連絡会議

- (1) 防災部長は、会議を代表し、事務を総括する。
- (2) 防災危機管理課長は、防災部長を補佐し、防災部長に事故があるときは、その職務を代理する。

##### 2 対策本部

- (1) 本部長は市長、副本部長は副市長、並びに上下水道局長をもって充てる。
- (2) 本部長は、会務を掌理し、対策本部を代表する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 災害対策本部員は、本部長の命を受け、渇水対策の事務に従事する。

#### (招集)

第4条 会議の招集等については、以下のとおりとする。

##### 1 連絡会議

- (1) 連絡会議の招集は、必要に応じて防災部長が招集する。

##### 2 対策本部

- (1) 対策本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

#### (参考意見等の聴取)

第 5 条 連絡会議及び対策本部において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第 6 条 連絡会議及び対策本部の事務局は、防災危機管理課に置く。

(解散)

第 7 条 解散については、以下のとおりとする。

1 連絡会議

(1) 防災部長は、連絡会議の活動が概ね完了したと認めるときは会議を解散する。

2 対策本部

(1) 本部長は、本部活動が概ね完了したと認めるときは会議を解散する。

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、連絡会議は防災部長が、本部会議は本部長が定める。

附則

この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



## 資料 3-8

### 松江市自主防災組織育成等実施要綱

#### (目的)

第1条 災害発生時に備え、住民相互間の協力体制を中心とした自主防災組織の結成、育成、活動等を促進し、防災意識の高揚を図り、もって地域防災力の強化に資することを目的とする。

#### (担当機関及び実施業務)

第2条 松江市防災部防災危機管理課と松江市消防本部予防課が、普及啓発、育成、指導、助言等を行う。

#### (松江市自主防災委員会の設置)

第3条 松江市内の自主防災組織を統括し、自主防災活動の充実強化、結成促進、情報の共有化、研修等機会の提供等の支援を行うことにより、住民相互の協力体制を中心とした地域防災力強化を行うことを目的に設置する。なお、運営等に関しては、松江市自主防災委員会会則による。

#### (結成)

第4条 自主防災組織は、地域住民の意思により結成する。

#### (構成)

第5条 自主防災組織は、組織区域内の住民で構成する。

#### (結成単位)

第6条 自主防災組織は、原則として、既存の町内会、自治会を結成単位とする。ただし、小規模な場合、又はその地域における実情に応じて、複数の町内会、自治会等で合同した組織及び公民館単位等の組織の結成を妨げない。

#### (編成指針)

第7条 自主防災組織の編成指針は、次のとおりとする。

- (1) 町内会等ですでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図って、自主防災体制を整備する。
- (2) 町内会等はあるが、特に防災活動を行っていない場合は、町内会活動の一環として防災訓練等防災活動の実施から、防災意識の高揚を図り、自主防災体制の整備を推進する。
- (3) 町内会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合においては、その地域で活動している組織の話し合いの場、防災訓練等の機会を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

#### (結成の届出)

第8条 自主防災組織を結成した場合は、松江市防災部防災危機管理課へ自主防災組織結成届出書（様式第1号）により届出するものとする。

#### (活動)

第9条 自主防災組織の活動は、その性格から各地区の実情にあわせ、各組織で決定し運営する。なお、代表的なものを例示すると以下のとおりである。

- (1) 平常時
  - ア 防災に関する知識の普及・啓発
  - イ 防災関係機関、他の自主防災組織との連絡体制の構築

- ウ 地域における有効な防災情報（避難所、避難経路、公共施設、防災倉庫、医療施設、災害時支援者の有無等）、危険箇所（がけ崩れ、危険物施設、古いブロック塀、木造住宅・老朽家屋密集地等）の把握及び情報の周知
- エ 災害図上訓練（DIG）の実施及び地域防災マップの作成
- オ 地域における防災上の予防措置
- カ 地域における情報収集・伝達体制の構築及び確認
- キ 防災資機材等の備蓄・点検等
- ク 防災訓練等の実施・参加
- ケ コミュニティ誌等による情報の共有化
- コ 災害時要援護者の把握・見守り活動
- サ その他地域防災の充実に関すること

(2) 災害時

- ア 地域住民の安否確認
- イ 地域の災害時要援護者の支援
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 負傷者の救出・救護
- オ 情報の伝達収集
- カ 避難誘導、避難生活の指導
- キ 避難所等における給食・給水活動
- ク その他災害時対応に関すること

(育成強化策)

第 10 条 松江市及び松江市自主防災委員会は、地域防災力強化のため次の事項を行う。

- (1) 啓発資料の作成
- (2) 研修会、講演会、説明会等の実施
- (3) 情報の提供
- (4) 各自治会・町内会、自主防災組織等への指導・助言
- (5) 活動拠点施設における資機材の整備
- (6) 地区主体で企画運営する防災訓練・防災イベントの支援

(地域等での協力体制強化)

第 11 条 自主防災組織は、行政機関、防災機関、公民館、自治会町内会、消防団、福祉関係機関、地域防災指導員等と円滑な連携をとり、協働により地域防災の強化・推進に努める。

附則

この要綱は、平成 13 年 12 月 11 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

自主防災組織結成届出書

年 月 日			
(あて先) 松江市防災部防災危機管理課			
郵便番号.....			
代表者 住 所.....			
.....			
氏 名.....			
自主防災組織名称			
結 成 年 月 日	年 月 日結成	加入世帯数	世帯
添 付 書 類	1 規 約 2 役員名簿 3 組 織 図 4 そ の 他		
※ 受 付	※ 経 過 欄		

※欄は記入しないこと。

## 資料 3-9

### 島根県防災ヘリコプター運航管理要綱（抜粋）

（目的）

第 1 条 この要綱は、島根県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

（防災航空管理所の設置）

第 3 条 航空機を利用して行う消防防災活動（以下「防災業務」という。）を円滑に遂行するため、県営出雲空港に消防防災課防災航空管理所（以下「防災航空管理所」という。）を置く。

2 防災航空管理所には、防災航空管理所長及び防災航空隊を置く。

（運航基準）

第 12 条 航空機は、次の各号に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

- (1) 救急活動 交通不便地からの緊急患者の搬送、緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送並びに高度医療機関への重篤患者の搬送など
- (2) 救助活動 水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の救助及び救出など
- (3) 火災防衛活動 林野火災等の大規模火災における空中消火活動並びに情報収集、伝達広報など
- (4) 災害応急対策活動 災害等の状況把握並びに緊急物資、医薬品等の輸送及び応急要員、医師等の搬送など
- (5) 災害予防活動 災害危険箇所等の調査、各種防災訓練等への参加など
- (6) 技術習得訓練活動 上記活動を実施するに必要となる技術を習得するための訓練
- (7) 一般行政活動 一般行政及び啓発活動での活用
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、整備点検及び気象条件等により運航できない場合を除き、原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（以下「運航時間」という。）までの間とする。ただし、第 13 条に規定する緊急運航及び総括管理者が特に認める場合は、この限りではない。

（緊急運航）

第 13 条 緊急運航とは、前条第 1 項第 1 号から第 4 号に規定する運航をいう。

2 緊急運航は、前条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する運航及び前条第 2 項に規定する運航時間に優先する。

3 省略

4 省略

（使用手続）

第 16 条 航空機の使用（緊急運航を除く。）を希望する者は、使用を希望する月の前々月の末日までに当該使用について、防災ヘリコプター使用申請書（様式第 4 号）を総括管理者に提出するものとする。

（使用承認）

第 17 条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的及び内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書（様式第 5 号）を交付するものとする。

附則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（略）

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料 3-10

### 島根県防災ヘリコプター緊急運航要領（抜粋）

（主旨）

第 1 条 この要領は、島根県防災ヘリコプター運航管理要項（以下「要綱」という。）第 13 条に基づき、島根県防災ヘリコプターの緊急運航について必要な事項を定めるものとする。

（他の規定との関係）

第 2 条 緊急運航については、要綱及び島根県防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（緊急運航の基準）

第 3 条 要綱第 13 条に規定する緊急運航は、別紙 1 に掲げる基準に該当する場合とする。

（緊急運航の要請）

第 4 条 緊急運航の要請は、島根県消防総務課防災航空管理所に直接行う。

2 前項の要請は、島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第 1 号）により行うものとする。

（要請に対する回答）

第 6 条 所長は、前条の決定結果を直ちに要請者に回答しなければならない。

（受入体制の整備）

第 9 条 要請者は、第 6 条により出動決定の回答を受けた場合、次の事項について綿密な調整を行うとともに、結果を速やかに所長に連絡しなければならない。

- (1) 離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配
- (3) その他必要な事項

（報告）

第 10 条 省略

2 緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第 3 号）により速やかに所長に報告するものとする。

附則

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

（略）

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料 3-11

### 島根県防災ヘリコプター緊急運航基準

#### 1 基本要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 県土及び県民の生命、身体及び財産を災害等から保護することが目的である場合
- (2) 緊急にヘリコプターが運航を行わなければ、県民の生命、身体及び財産が重大な危険にさらされる恐れがある程の、差し迫った必要性がある場合
- (3) 防災ヘリコプター以外の手段では、十分な活動効果が期待できない場合

#### 2 該当事由

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動

#### 3 緊急運航基準

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由の運航基準は、次のとおりとする。

##### (1) 災害対策活動

###### ア 災害状況等の情報収集・伝達活動

災害の発生する恐れ、又は発生した場合で、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要のあると認められる場合

###### イ 緊急輸送

災害が発生した場合で、被災地に救援物資、医薬品及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

###### ウ その他

災害対策活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

##### (2) 火災防御活動

###### ア 被災状況等の情報収集・伝達活動

大規模火災等が発生し、又は延焼拡大の恐れがあり、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要があると認められる場合

###### イ 空中消火活動

大規模林野火災が発生し、地上消火活動が地理的に困難であると認められる場合

###### ウ 消火資機材等の搬送

大規模林野火災において、地理的に資機材等の搬送が困難な場合

###### エ その他

火災防御活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

##### (3) 救助活動

###### ア 事故等における捜索・救助活動

###### イ その他

救助活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

##### (4) 救急活動

###### ア 傷病者の救急搬送

離島、山村等の交通遠隔地並びに高速道路等の事故現場から、緊急に傷病者の搬送を行う必要があると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

###### イ 転院搬送

県内の中核医療機関から県内遠隔地の高度・先進医療機関へ、緊急に傷病者の搬送を行う必要があると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

###### ウ その他

救急活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

資料 3-12

松江市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日 松江市条例第 180 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)  
第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条—第 8 条)  
第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条—第 11 条)  
第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条—第 15 条)  
第 5 章 雑則(第 16 条・第 17 条)  
附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「政令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、松江市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が政令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫

#### オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

#### (災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害見舞金の額を控除した額とする。

#### (死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

#### (支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

#### (支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

#### (災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

#### (災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その



他の場合にあつては 125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市は、政令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。  
2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の一災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
- ウ 住居が半壊した場合 270 万円
- エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150 万円
- イ 住居が半壊した場合 170 万円
- ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円
- エ 住居の全体が滅失若しくはし、又は流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(政令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は、無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント以内で規則で定める率とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第 9 条の規定による違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、政令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

## 第5章 雑則

### (支給審査委員会の設置)

- 第 16 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金(以下「災害弔慰金等」という。)の支給に関する事項を調査審議するため、市に災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
  - 3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

### (委任)

- 第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年松江市条例第 34 号)、鹿島町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年鹿島町条例第 22 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年島根町条例第 19 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年美保関町条例第 18 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年八雲村条例第 22 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年玉湯町条例第 26 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年宍道町条例第 19 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 58 年八束町条例第 18 号)の規定によりなされた支給の決定その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

### 附則(平成 23 年 9 月 30 日松江市条例第 87 号)

この条例は公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民(死亡当時において、編入前の八束郡東出雲町の区域内に住所を有した者を含む。)に係る災害弔慰金の支給について適用する。

### 附則(平成31年3月29日松江市条例第12号)

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の松江市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

### 附則(令和元年 9 月 30 日松江市条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3-13

松江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成17年3月31日

松江市規則第79号

改正 平成18年3月31日規則第10号

平成31年3月29日規則第17号

令和元年9月30日規則第12号

令和4年3月30日規則第9号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 災害弔慰金の支給(第2条・第3条)

第3章 災害障害見舞金の支給(第4条・第5条)

第4章 災害援護資金の貸付け(第6条—第18条)

第5章 雑則(第19条—第22条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年松江市条例第180号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、住所及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、松江市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

#### (支給の手續)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

#### (必要書類の提出)

第5条 市長は、松江市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

#### (利率)

第6条 条例第14条第1項の規則で定める率は、年1パーセントとする。

#### (借入れの申込み)

第7条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第8条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(借用書の提出)

第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第11条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第12条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第13条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書(様式第8号)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)により当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書(様式第11号)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)により当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第16条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)により当該償還免除申請者に通知するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)により当該償還免除申請者に通知するものとする。

(督促)

第17条 市長は、償還金を納付期限までに納付しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第18条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

## 第5章 雑則

(委員会の組織等)

第19条 条例第16条第1項の災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)は、委員7人以内をもって組織し、必要の都度、市長が任命する。

2 委員の任期は、任命の日から当該災害に係る審査が終了した日までとし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第20条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員の任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第21条 委員会の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課において処理する。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成18年3月31日松江市規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日松江市規則第17号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日松江市規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月30日松江市規則第9号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱

松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱（平成 22 年松江市告示第 337 号）の一部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、自然災害により住宅の全壊等生活基盤に被害を受けながら、その自然災害の規模又は住家の被害程度が被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号。以下「法」という。）で定める対象に該当しないため、法による支援を受けられない者等に対し、その生活の再建を支援するための支援金（以下「支援金」という。）を支給する松江市被災者生活再建支援金支給事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象災害）

第 2 条 支援金の支給の対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により松江市の区域内において生ずる被害とする。

（支援金の支給）

第 3 条 市長は、支援金を予算の範囲内で支給する。

（支援金の支給対象世帯）

第 4 条 市長は、第 2 条に定める自然災害により住宅の被害程度が別表に定める区分のいずれかに該当することとなった世帯（法による被災者生活再建支援金の支給対象とならない世帯に限る。以下「被災世帯」という。）の世帯主に対し、支援金の支給を行うものとする。

2 住宅の被害認定は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 30 年 3 月内閣府（防災担当））により市長が行うものとし、その認定に当たっては、市長は、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めなければならない。この場合において、全壊については全焼及び全流出が、半壊については半焼が含まれるものとする。

（支援金の額）

第 5 条 被災世帯の世帯主に対する支援金（住宅の被害程度に応じて支払われる支援金（以下「基礎支援金」という。）及び住宅の再建方法に応じて支払われる支援金（以下「加算支援金」という。））の額は、別表に定める額とする。

2 被災世帯が同一の自然災害により別表に定める住宅の再建方法のうち 2 以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する加算支援金の額は、前項の規定にかかわらず、当該別表に定める額のうち最も高いものとする。

（支援金の支給申請）

第 6 条 前条第 1 項に規定する基礎支援金の支給は、第 2 条に定める自然災害が発生した日から起算して 13 か月を経過する日までの間になされた被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合は、当該世帯主に準じる者。以下この条において同じ。）の申請に基づき行うものとする。

2 前条に規定する支援金の支給は、第 2 条に定める自然災害が発生した日から起算して 37 か月を経過する日までの間になされた被災世帯の世帯主の申請に基づき行うものとする。



3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の支援金の申請期間を延長することができるものとする。

4 支援金の支給申請は、松江市被災者生活再建支援金支給申請書(全壊世帯・解体世帯・長期避難世帯・大規模半壊世帯)(様式第1号)又は松江市被災者生活再建支援金支給申請書(中規模半壊・半壊世帯・準半壊世帯)(様式第2号)に必要事項を記入の上、次に掲げる書面を添付して、市長に行われなければならない。

- (1) 住民票(世帯全員及び続柄の記載があること)
- (2) 預金通帳その他振込先口座が確認できるもの(以下「預金通帳等」という。)の写し
- (3) 市が発行する住宅のり災証明書
- (4) 住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体された場合は、その解体を証明する書面
- (5) 住宅の建設、購入、補修又は賃借(以下「再建等」という。)に応じた支援金の支給申請を行う場合にあっては、当該再建等をしたこと、又はしようとする事が確認できる契約書等の写し  
(支援金の支給決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定し、松江市被災者生活再建支援金支給決定通知書(様式第3号)又は松江市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書(様式第4号)により、当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。  
(支給決定の取消し)

第8条 市長は、支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
  - (2) その他支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による支援金の支給決定の取消しをした場合は、松江市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書(様式第5号)により、当該支給決定を受けた者に通知するものとする。  
(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定による支援金の支給決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、当該支給決定を受けた者に対し松江市被災者生活再建支援金返還請求書(様式第6号)により期限を定めてその返還を命ずる。  
(他の支援金の一時停止)

第10条 支給決定を受けた者に対し支援金の返還を請求し、当該支給決定を受けた者が当該支援金の全部又は一部を返還しない場合において、当該支給決定を受けた者に対して支給すべき他の支援金があるときは、相当の限度において当該他の支援金の支給を一時停止し、又は当該他の支援金と当該支給決定を受けた者が返還しない額とを相殺するものとする。

(関係書類の保存)

第11条 本事業の関係書類は、本事業実施後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給については法に規定する被災者生活再建支援金の支給に準じて行うものとする。

## 別表

(単位：万円)

区分		基礎 支援金	加算支援金		最大支援額 (注10)
			住宅の再建 方法 (注11)	金額	
世帯	被害程度(注1)				
複数世帯 (世帯の構成 員が複数)	全壊(注2) 解体世帯(注3) 長期避難世帯(注4)	100	建設、購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊(注5)	50	建設、購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊(注6)	-	建設、購入	100(注9)	100
			補修	100(注9)	100
			賃借	25(注9)	25
	半壊(注7)	-	補修	100(注9)	100
準半壊(注8)	-	補修	40(注9)	40	
単数世帯 (世帯の構成 員が単数)	全壊(注2) 解体世帯(注3) 長期避難世帯(注4)	75	建設、購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊(注5)	37.5	建設、購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊(注6)	-	建設、購入	75(注9)	75
			補修	75(注9)	75
			賃借	18.75(注9)	18.75
	半壊(注7)	-	補修	75(注9)	75
準半壊(注8)	-	補修	30(注9)	30	

(注1) 住宅の被害程度は、市町村が発行する災害証明書又はそれに相当する書類により確認を行う。

(注2) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府(防災担当))の例による損害基準判定(以下、「損害基準判定」という。)において、その割合が50%以上と判定された住宅とする。

(注3) 大規模半壊、中規模半壊、半壊又は敷地被害等により、やむを得ず住家を解体した世帯とする。なお、敷地被害等により、やむを得ず住宅を解体した世帯とは、自然災害により、その居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。

(注4) 法第2条第2号ハに該当し、長期避難世帯と認定された世帯とする。

(注5) 損害基準判定において、その割合が40%以上50%未満と判定された住宅とする。

(注6) 損害基準判定において、その割合が30%以上40%未満と判定された住宅とする。

(注7) 損害基準判定において、その割合が20%以上30%未満と判定された住宅とする。

(注8) 損害基準判定において、その割合が10%以上20%未満と判定された住宅とする。

(注9) 被災した住宅の補修等に係る経費(以下、「実費」という。)が最大支援額を下回る場合は、実費の範囲内とする。

(注10) 法に基づく被災者生活再建支援金を受けた又は受ける者に対し、市町村が法による支援とは別に支援金を支給する場合には第3条に掲げる対象事業とするが、表に定める最大支援額から法に基づく支援額を差し引いた金額を最大支援額とする。

(注11) 住宅の建設・購入及び賃借は、松江市内で行われるものに限るものとする。

附則

この告示は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

This page intentionally left blank